住民自治条例制定 のための



市民ワークショップニュース

発行:北本市役所 秘書政策室 〒364-8633 北本市本町1-111 TEL 048-591-1111(代)FAX048-592-5997 URL http://www.city.kitamoto.saitama.jp

第7号

発行日 平成 18 年 11 月 27 日

平成18年11月25日(土)開催第7回住民自治条例制定市民ワークショップ 今回のテーマは

住民自治条例に位置付けすべき項目の検討

でした

今回は、前回のワークショップでの「理想と現実とのギャップを解消する方法」についての議論を更に深めてもらうことにより、市民と行政とがそれぞれに取り組むべきことを考えていただき、そのために住民自治条例にどのような項目の位置付けが必要かについても考えていただきました。

今回のワークショップ参加者は14名。いつもの文化センターからコミュニティセンターに会場を変更して開催しました。今回はグループワークを2班で行いましたが、どちらの班も熱い議論が行われていました。

いつもどおり、事務局からこれまでのワークショップの振り返り・今後の予定をお知らせした後、 自己紹介、そしてグループワークに入っていただきました。





住民自治条例制定第7回市民ワークショップの概要

- 1 開会
- 2 前回までの振り返りと今後の予定
- 3 北本市住民自治条例制定研究懇話会委員の選出について グループ・ワーク
 - ・住民自治条例に位置付けすべき項目の検討
- 4 次回の日程について
- 5 振り返りシート記入
- 6 閉会



1 班

- ・住民の参加を促す 参加条例
- ・市民にわかりやすい市の計画
 - ・計画の策定の仕方に問題がある
 - ・市民に聴いたフリをするだけの 市民参画
 - ・計画策定段階からの市民の参加
 - ・数値目標のある計画
 - ・実績に対する情報公開
 - ・市民参加も重点項目を決めて参 画させる
 - ・自治会における説明会の実施など
- ・もっと市民の義務を強く打ち出したほうが良い 参画の義務など
- ・自治体(行政)と個人の義務を明確 にする
- ・市民全員が自治会に加入するような 仕組み
- ・自治会は協働の 拠り所

2 班

- ・理想のまちはやはり「緑に囲まれた健康な文化都市である
- ・現実は取り組むべき課題が山積している
- ・主に取り組むべきことは以下の3点
 - ・住民の自治の意識を高める
 - ・住民の受益と負担の原則・行政の情報公開
 - ・協働の具体的な実現

その他

- ・緑を残す具体策
- ・地元の文化を知らない市民



次回の第8回(最終回)市民ワークショップは

平成18年12月9日(土) 午後1時30分から学習センター学習室 で開催します



テーマは

今回に引き続いて「住民自治条例に位置付けする項目の検討」です 皆様のご参加をおまちしています 秘書政策室